

4. 上述知識のほか、ロータリーの目的、理想、組織等についての認識と理解が必須です。また、出発前オリエンテーション（数回を予定）や行事に出席する義務が課されます。
5. 健康で独創性と順応性を持ち、ロータリーの目的に対して誠実であること。
6. ロータリーへの寄与を約束する人。
7. 応募者の居住地、職場、大学、本籍のいずれかが千葉県内にあること。
8. ロータリークラブの会員（退会後3年未満の者を含む）及び関係組織の職員、並びにこれらの配偶者及び直系親族（養子を含む）は申請できません。

■奨学金の条件

1. 奨学生は、留学中及び帰国後ロータリーの求めに応じ、少なくとも10回以上の講演・卓話等各種の国際親善のための奉仕のほか、留学中に定期報告を行う義務を負います。
2. 出発前のオリエンテーションの無断欠席や、語学力不足、学業成績不良、不良行為、報告不提出、無断課程変更、中途退学、国際親善の任務不履行等、奨学金目的の達成困難が明らかになった場合、奨学金は打ち切られます。修学中断の理由によっては、返金を求める場合があります。
3. 支給された奨学金の支給に当たり、75米ドル以上の経費は、領収書を受領し、後日地区ロータリー財団委員会に提出していただきます。
4. 留学前、留学中、帰国後を通して推薦クラブ、第2790地区、及び学友会（奨学生同窓会）との連絡を維持すること。
5. 奨学金支給期間の終了後は、たとえ外国に滞在していても、第2790地区の活動に協力するとともに、地区財団学友会に加入し、留学で得た知識や体験をもとに後輩を指導するなど、その他学友会の活動に積極的に参加して頂きます。この地区財団学友会活動への参加意思が申請の前提となります。
6. 奨学期間中、実施国側提唱者（留学先の地区またはロータリークラブ）の求めによって、卓話（クラブの例会において30分程度のスピーチをする）を行ったり、各種行事に招かれた場合には、それに参加しなければなりません。
7. 国際ロータリーやロータリー財団は奨学金支給以外にいかなる責任も負いません。
8. マケレレ大学（ウガンダ・カンパラ）クイーンズランド大学（オーストラリア）、ブラッドフォード大学（英国）、デューク大学（米国）、ノースカロライナ大学チャペルヒル校（米国）、ウプサラ大学（スウェーデン）チュラロンコーン大学（タイ）を留学先の教育機関としている場合、ロータリー平和センタープログラムと一部でも重なりがある場合、奨学金は認められません。

■推薦クラブ

申込者は本籍、居住地、職場、大学等のいずれかの所在地に所在するロータリークラブに推薦を申請してください。最寄りのロータリークラブへの連絡先等は、国際ロータリー第2790地区ガバナー事務所ホームページのクラブ情報で確認下さい。電話等によるお問い合わせにはお答え出来ません。

財団補助金奨学生の事業は推薦クラブが申請する財団補助金事業であり、地区ロータリー財団委員会の事業ではありません。

■申請手順

1. 下記の提出物一覧に掲げる申請書類に漏れなくかつ正確に記入後、推薦クラブへ2023年2月28日までに提出して下さい。ガバナー事務所や地区に直送しても無効です。また、申込に関する書類は返還いたしません。
2. 申込書及び申請書はRI第2790地区ガバナー事務所の当該年度 HPからダウンロードして下さい。
3. 推薦は原則として1クラブにつき地区補助金奨学生、グローバル補助金奨学生のいずれか1名のため、クラブが指定する日にクラブ選考がある場合がありますので期間に余裕